

労働基準広報 2017 No.1929

7/11

CONTENTS

特別企画 「受動喫煙防止対策助成金」の活用について — 6

中小企業事業主の方へ

受動喫煙防止のための設備設置費用の2分の1を助成

職場における受動喫煙防止対策に取り組む中小企業を支援するため、「受動喫煙防止対策助成金」が平成23年度から運用されている。助成金では、喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などに必要な費用の2分の1が助成され、助成額の上限は200万円とされている。ここでは、平成29年度における助成金制度の概要、主な要件、受給の手続きについて、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に解説してもらった。

(厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課)

●特集/特別加入制度の概要④ (最終回) 〈海外派遣者〉 ————— 12

新たに海外に派遣される者に限らず 派遣している者も労災保険の利用を 認める制度

労災保険の適用範囲は法律の一般原則である属地主義により、日本国内の事業に限られる。したがって、海外にある事業で働く者に対しては、日本の労災保険の保護は及ばず、その国の制度が適用される。しかし、海外には労働災害保護制度が確立されていない国もあり、また、確立している国であっても、水準は各国の実情により給付水準が定められており、補償の内容は格差がある。そこで、日本から海外の事業に派遣される者について、労災保険の加入を認める制度がある。

(編集部)

●労働判例解説/X社事件 ————— 24

三六協定の限度基準を超える定額残業手当 月45時間を超える時間外を目安とする 定額残業手当も違法とはならない

(平成28年1月27日・東京高裁判決)
(弁護士・新弘江 [あだん法律事務所])

●NEWS ————— 1

(厚労省の検討会が報告書まとめる)解雇の金銭解決制度の創設は結論先送り/ (労政審・残業の罰則付き規制を建議)原則年360時間、特例の協定で年720時間が上限/ (28年度・障害者の職業紹介状況)就職件数は7年連続過去最高を更新し9万3229件/ほか

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 36

第36講 労働審判の実例② 親族間の労働契約 安易に労働契約名目で会社財産から の支出を行う経理処理すべきでない

(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

- トピック 雇用管理研修「コミュニケーションスキル等向上コース」がスタート — 23 ●本誌読者アンケート — 41 ●連載 労働スクランブル⑨ (労働評論家・飯田康夫) — 42 ●労務資料 平成28年度 能力開発基本調査結果④~個人調査~ — 44 ●わたしの監督雑感 兵庫・淡路労働基準監督署長 谷本俊江 — 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

労務相談室

回答者

労災保険法 [当社の終業後に副業先に行く途中に怪我]	通勤災害になるか	48	特定社労士・丸島和恵
損害賠償 [派遣労働者と秘密保持契約を締結したい]	法令上問題あるか	50	弁護士・山口毅
労務一般 [学生アルバイトが契約更新で5年超えに]	無期転換制度の適用は	52	弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内